

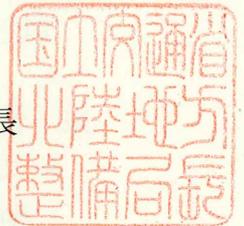
富労発基 1208 第 1 号  
国北整計建第 9 3 0 号  
令和 5 年 12 月 8 日

関係事業者団体等代表者 殿

富山労働局長



北陸地方整備局長



### 建設業における働き方改革に向けた取組について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業における働き方改革については、長時間労働の背景に発注者との取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内（休日労働含む）、年 720 時間以内を限度とする規制が適用されます（災害の復旧・復興の事業を除く。）。

時間外労働の上限規制の円滑な適用のためには、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の推進等の休日確保など、発注者の理解と協力が不可欠であることから、関係省庁で連携し、建設企業、発注者等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知、相談・支援等を実施しているところです。

つきましては、貴団体傘下の団体・企業又は構成組織等に対し別添資料（リーフレット）を周知いただくこと等により、上限規制の周知、発注者等の立場における適正な工期設定等の建設業における働き方改革に向けた取組への配慮等につき、特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、社会全体において建設業や運輸業等の長時間労働の改善

に向けた機運の醸成を図ることを目的として、国民一人一人に協力をいただきたい内容について広く周知を行うための「特設サイト」を開設しました。

こちらにつきましても、貴団体傘下の団体・企業又は構成組織等に対し、広報誌、ホームページ等への掲載等による周知につきましても、併せてよろしくお願ひ申し上げます。

■はたらきかたススめ特設サイト「特設サイト」

<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>



※ 特設サイトでは、俳優の小芝風花さんを起用した働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」（国民向けや建設業編等）を公開しています。

動画シリーズを通して、建設業、運輸業等が抱える課題や、これらの産業での働き方改革の実現に向けて、国民の皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

(別添資料)

- ・【リーフレット1】建設業の事業主の皆様へ 建設会社の「働き方」が変わります！

<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/content/contents/001649066.pdf>



- ・【リーフレット2】建設企業のみなさまへ

<https://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kensetukigyou202309.pdf>



※ 上記リーフレットについて、紙媒体の送付を希望される場合には、以下の連絡先までお問い合わせをお願いいたします。

問合せ先：リーフレット1について

富山労働局労働基準部監督課 (076-432-2730)

リーフレット2について

北陸地方整備局建政部 計画・建設産業課

(025-370-6571)